

三、第四十の職員等、そのうち、  
 一、第四十の職員等、そのうち、  
 二、第四十の職員等、そのうち、  
 三、第四十の職員等、そのうち、

四、第四十の職員等、そのうち、  
 五、第四十の職員等、そのうち、  
 六、第四十の職員等、そのうち、  
 七、第四十の職員等、そのうち、  
 八、第四十の職員等、そのうち、  
 九、第四十の職員等、そのうち、  
 十、第四十の職員等、そのうち、

十一、第四十の職員等、そのうち、  
 十二、第四十の職員等、そのうち、  
 十三、第四十の職員等、そのうち、  
 十四、第四十の職員等、そのうち、  
 十五、第四十の職員等、そのうち、

財団法人協調會大阪支所

但シ疾病又ハ衰弱ノ爲メ業務ニ耐ヘズシテ退職スルモノ  
 ハ工場醫師ノ診断ニ依リテ其ノ事實ヲ認メタルトキハ解  
 雇手當ノ通リヲ支給又ハ五十才以上ノ人々ニシテ十年以  
 上勤続ノ者ハ解雇手當ノ通リヲ支給ス

三、定期昇給  
 年二回。但シ金額ハ定メズ  
 四、皆勤賞與

一ヶ月間遅刻缺勤早引無ク皆勤シタル者ニハ日給額三日  
 分ヲ支給ス  
 右 昭和三年三月十六日

西島製作所代表  
 青柳 秀代  
 職工代表  
 松井 直一